

青森県報

第二千二百九十一号

平成十六年
二月二十日
(金曜日)

目 次

告 示

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正	（団 体 経 営 改 善 課）	一
保安林の指定施業要件の変更予定	（林 政 課）	二
右 同	（ 同 ）	二
漁船保険付保義務の消滅	（三 戸 地 方 農 林 水 産 事 務 所）	四
漁船保険付保義務の発生	（ 同 ）	四
教育委員会		
青森県立郷土館規則の一部を改正する規則	（文 化 課）	四
人事委員会		
人事委員会規則七〇（給料等の支給）の一部を改正する規則	（任 用 ・ 給 与 グ ル ー プ）	五
人事委員会規則七四四（通勤手当）の一部を改正する規則	（ 同 ）	五
公安委員会		
型式の検定適合遊技機	（生 活 安 全 企 画 課）	九

告

示

青森県告示第四百号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十六年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表下風呂区域の項に次のように加える。

蛇浦区域	1 主として小型定置漁業
蛇浦漁業協同組合の地区	2 主として底建網漁業

二の表小泊区域の項を次のように改める。

小泊区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてめばる刺網漁業
小泊漁業協同組合の地区	2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業
	3 総トン数十トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
	4 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
	5 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から4までに掲げる漁業以外の漁業
	6 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業

二の表下前区域の項を次のように改める。

下前区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてめばる刺網漁業
下前漁業協同組合の地区	2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業

三の表蛇浦区域の項、小泊区域の項及び下前区域の項を削る。

青森県告示第百五号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十六年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（国有林に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十二年六月七日農林省告示第八百五十七号（一、四、七及び八に係るものに限る。）、昭和四十二年七月一日農林省告示第九百四十号（一、二、三、五及び六に係るものに限る。）、昭和四十五年九月二十四日農林省告示第四百一十号、昭和四十五年十一月二十七日農林省告示第七百六十一号、昭和四十五年十二月二十一日農林省告示第九百七号（二に係るものに限る。）、昭和四十六年一月九日農林省告示第六十二号、昭和四十六年三月十二日農林省告示第三百九十七号、昭和四十六年三月二十九日農林省告示第六百五十四号（一及び二に係るものに限る。）、昭和四十六年三月二十九日農林省告示第六百五十五号（一及び二に係るものに限る。）、昭和四十六年三月二十九日農林省告示第六百五十六号（一、二、三、四、五及び七に係るものに限る。）、昭和四十六年三月三十日農林省告示第七百七号、昭和四十六年三月三十日農林省告示第七百九号、昭和四十四年七月九日農林水産省告示第九百四十一号、昭和五十四年十二月二十七日農林水産省告示第八百六十号（一及び二に係るものに限る。）、昭和五十五年六月二十四日農林水産省告示第九百一十号、昭和五十五年七月九日農林水産省告示第九百一十五号、昭和五十五年八月十一日農林水産省告示第九百一十二号、昭和五十五年九月九日農林水産省告示第九百一十四号（一及び二に係るものに限る。）、昭和五十五年十二月八日農林水産省告示第九百一十五号、昭和五十五年十二月十八日農林水産省告示第九百一十七号、昭和五十六年五月十六日農林水産省告示第六百五十二号（一、三及び五に係るものに限る。）、昭和五十六年七月三日農林水産省告示第九百八十二号（二及び四に係るものに限る。）、昭和五十六年十月二十六日農林水産省告示第九百一十六号、昭和五十七年一月九日農林水産省告示第十七号（三及び四に係るものに限る。）、昭和五十七年二月九日農林水産省告示第二百六十九号、昭和五十七年五月二十二日農林水産省告示第八百六号（一及び二に係るものに限る。）、昭和五十七年六月二十五日農林水産省告示第九百一十三号（一に係るものに限る。）、昭和五十七年十二月二十七日農林水産省告示第二千九十八号（一に係るものに限る。）、昭和五十七年十二月二十七日農林水産省告示第二千九十九号（二に係るものに限る。）、昭和五十七年十二月二十七日農林水産省告示第二千九十九号（三に係るものに限る。）、昭和五十八年十一月二十八日農林水産省告示第二千三百一十二号（三に係るものに限る。）、昭和五十九年一月十三日農林水産省告示第六十四号（二に係るものに限る。）、昭和五十九年九月六日農林水産省告示第八百六十一号、昭和六十一年六月二日農林水産省告示第八百一十三号（二及び三に係るものに限る。）、平成元年八月九日農林水産省告示第九百二十九号（一及び二に係るものに限る。）、平成三年六月六日農林水産省告示第七百六十八号（一及び四に係るものに限る。）、平成七年七月二十六日農林水産省告示第四十二号（二に係るものに限る。）、平成七年十月十二日農林水産省告示第六百八号、平成十一年二月十二日農林水産省告示第二百五十一号、平成十一年二月十五日農林水産省告示第二百六十五号、平成十一年二月十五日農林水産省告示第二百六十六号（二に係るものに限る。）、平成十一年三月九日農林水産省告示第四百四号（一に係るものに限る。）、平成十一年三月九日農林水産省告示第四百六号（一に係るものに限る。）、平成十一年八月十一日農林水産省告示第九百四十四号、平成十一年十月二十七日農林水産省告示第九百六十一号、平成十一年十二月六日農林水産省告示第九百六十四号（一に係るものに限る。）、平成十二年一月十二日農林水産省告示第二十七号

二 変更に係る指定施業要件
（一） 立木の伐採の方法
変更しない。
（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百六号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において

て準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十六年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒石市・中津軽郡岩木町・相馬村・南津軽郡平賀町・碓ヶ関村・東津軽郡蟹田町・平館村・上北郡十和田湖町・下北郡佐井村(以上九市町村国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

蟹田町・十和田湖町・平館村・佐井村(以上四町村について次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町・深浦町・岩崎村・東津軽郡三厩村・下北郡大畑町・風間浦村・三戸郡田子町・新郷村(以上八町村国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

田子町・新郷村(以上二町村について次の図に示す部分に限る。)

(2) 次の森林については、主伐は択伐による。

鰺ヶ沢町・深浦町・大畑町・田子町・三厩村・風間浦村・新郷村(以上七町村について次の図に示す部分に限る。)

(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西津軽郡木造町・車力村・北津軽郡市浦村(以上三町村国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

風害の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

木造町・車力村(以上二町村について次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

四(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東津軽郡三厩村(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

干害の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

三厩村(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

五(一) 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

東津軽郡蟹田町・平館村・上北郡野辺地町・十和田湖町（以上四町村国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的
公衆の保健

(三) 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

蟹田町・野辺地町・十和田湖町・平館村（以上四町村について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課並びに黒石市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区においては、平成十六年二月二十日をもって指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

平成十六年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名称	百石
--------	----

青森県告示第百八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十六年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
上北郡百石町一川目四丁目二七番地三九 木村 民二	百石
上北郡百石町字新田四番地二八 川崎 芳見	
上北郡百石町一川目三丁目七三番地の七六 沖田 民男	

教育委員会

青森県立郷土館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年二月二十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第一号

青森県立郷土館規則の一部を改正する規則

青森県立郷土館規則（昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（開館時間）

第七条 郷土館の開館時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

一 五月一日から十月三十一日まで 午前九時から午後六時まで

二 十一月一日から翌年の四月三十日まで 午前九時から午後五時まで

2 館長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは開館時間を変更することができる。

第八条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則七 ○（給料等の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年二月二十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 ○（給料等の支給）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 ○（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「通勤手当」を削る。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 四四（通勤手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年二月二十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 四四（通勤手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 四四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二項中「月額」を「額」に改める。

第六条の前の見出しを「（普通交通機関等に係る通勤手当の算出の基準）」に

改め、同条中「条例第十条第二項第一号に規定する運賃等相当額の算出」を「普通交

通機関等（特別急行列車等及び橋等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通

勤手当の額」に、「よる運賃等の額による」を「より算出する」に改める。

第八条第一項中「運賃等相当額」を「条例第十条第二項第一号に規定する運賃等相

当額（次項において「運賃等相当額」という。）に、「よる額の総額」を「掲げる

普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項各号を次のように

改める。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機

関等 通用期間が支給単位期間（条例第十条第八項に規定する支給単位期間をい

う。以下同じ。）である定期券の価額

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通

交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分（交替制勤務に従事する職員等

にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

三 人事委員会の定める普通交通機関等 人事委員会の定める額

第八条第二項中「交通機関等」を「に」において、「区間」を「普通交通機関

等」に、「よる」を「定める」に改め、「の総額」を削る。

第八条の四第一項中「月額」を「額」に改め、同項第一号中「交通機関等」を「普

通交通機関等」に、「運賃等相当額及び条例第十条第二項第二号に掲げる額の合計額

（その額が四万五千円）を「同条第二項第一号及び第二号に定める額（同項第一号に

規定する一箇月当たりの運賃等相当額）以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）

及び同項第二号に定める額の合計額が五万五千円」に、「その額と四万五千円との差

額の二分の一（その差額の二分の一が一万円を超えるときは、一万円）を四万五千円

に加算した」を「その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同項第二号中

「運賃等相当額」を「一箇月当たりの運賃等相当額（二以上の普通交通機関等を利用

するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当

たりの運賃等相当額等」という。()に、「掲げる額」を「定める額」に、「条例第十条第二項第一号」を「同項第一号」に改め、同項第三号中「運賃等相当額」を「一箇月当たりの運賃等相当額等」に、「掲げる額」を「定める額」に、「条例第十条第二項第二号」を「同項第二号」に改める。

第十三条の見出し中「特別料金等の二分の一相当額」を「特別急行列車等に係る通勤手当の額」に改め、同条第一項中「条例第十条第三項に規定する特別料金等の額の二分の一に相当する額(以下「特別料金等の二分の一相当額」という。)()の算出は、特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法が「特別急行列車等に係る通勤手当の額は、「に」、「ものによる特別料金等の額による」を「特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出する」に改め、同条第二項中「及び第八条」を削り、「特別料金等の二分の一相当額」を「特別急行列車等に係る通勤手当の額」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第八条(第一項第三号を除く。)()の規定は、条例第十条第三項第一号に規定する特別料金等の額の二分の一に相当する額の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、同項第一号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「価額」とあるのは「価額の二分の一に相当する額」と、同項第二号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の二分の一に相当する」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と読み替えるものとする。

第十七条第一号中「職員派遣」の下に、「()第二十条の二第一項第三号及び第二十条の四第二項において「職員派遣」という。)()」を加える。

第十八条の次に次の一条を加える。
(条例第十条第五項に規定する職員)

第十八条の二 条例第十条第五項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 条例第十条第一項第一号又は第八条の四第二号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円以下である職員

二 第八条の四第一号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第十条第二項第二号に定める額の合計額が五万五千円以下である職員

三 第八条の四第三号に掲げる職員

第十九条の見出し中「特別運賃等相当額」を「橋等に係る通勤手当の額」に改め、

同条第一項中「条例第十条第五項に規定する特別運賃等の額に相当する額(以下「特別運賃等相当額」という。)()」を「橋等に係る通勤手当の額」に改め、同条第二項中「から第八条まで」を「及び第七条」に、「特別運賃等相当額」を「橋等に係る通勤手当の額」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第八条(第一項第三号を除く。)()の規定は、条例第十条第五項第一号に規定する特別運賃等の額に相当する額の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等」とあるのは「橋等の」と、同項第一号中「普通交通機関等」とあるのは「橋等」と、同項第二号中「普通交通機関等」とあるのは「橋等」と、「運賃等の」とあるのは「特別運賃等」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「橋等」と読み替えるものとする。

第十九条の次に次の一条を加える。
(支給日等)

第十九条の二 通勤手当は、支給単位期間(第四項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)()又は当該各号に定める期間(以下この条及び第二十一条において「支給単位期間等」という。)()に係る最初の月の人事委員会規則七〇(給料等の支給)第二条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)()に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4 条例第十条第六項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 職員が二以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第十条第二項第一号に定める額(同条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項第一号に定める額を負担しないものとした場合における同条第二項第一号に定める額。次号

において同じ。)の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

二 職員が条例第十条第二項第一号及び第二号に定める額の通勤手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

三 職員が二以上の特別急行列車等を利用するものとして特別急行列車等に係る通勤手当を支給される場合において、条例第十条第三項第一号に規定する一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額(第二十条の二第三項第一号において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。)の合計額が二万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

第二十条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「月額」を「額」に改め、同条の次に次の一条、見出し及び二条を加える。

(返納の事由及び額等)

第二十条の二 条例第十条第七項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(一箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第十条第一項の職員たる要件を欠くに至つた場合

二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

三 月の中途において地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項の規定により休職にされ、同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三月青森県条例第四号)第一条第一項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条の規定により育児休業をし、職員派遣をされ、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をし、又は地方公務員法第二十九条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわた

ることとなるとき。

四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第十条第七項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの運賃等相当額等(第八条の四第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第十条第二項第二号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が五万五千円以下であつた場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等)、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)(の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。))

二 一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 五万五千円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

ロ 第十九条の二第四項第一号又は第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 五万五千円に事由発生月の翌月から同項第一号若しくは第二号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る条例第十条第七項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額(二以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等」という。)(が二万円以下

二 特別急行列車等に係る通勤手当に係る条例第十条第七項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額(二以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等」という。)(が二万円以下

二 特別急行列車等に係る通勤手当に係る条例第十条第七項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額(二以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等」という。)(が二万円以下

三 特別急行列車等に係る通勤手当に係る条例第十条第七項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額(二以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等」という。)(が二万円以下

二 特別急行列車等に係る通勤手当に係る条例第十条第七項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額(二以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等」という。)(が二万円以下

であつた場合、第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る特別急行列車等（同号の改定後に一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての特別急行列車等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の二分の一に相当する額（次号において「払戻金二分の一相当額」という。）

二 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えていた場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口に掲げる場合以外の場合、二万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数に乗じて得た額又は第一項各号に掲げる事由に係る特別急行列車等についての払戻金二分の一相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

ロ 第十九条の二第四項第三号に掲げる通勤手当を支給されている場合、二万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数に乗じて得た額又はその者の利用するすべての特別急行列車等についての払戻金二分の一相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

4 橋等に係る通勤手当に係る条例第十条第七項の人事委員会規則で定める額は、第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る橋等、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての橋等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別運賃等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額とする。

5 条例第十条第七項の規定により職員に前三項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第二十条の三 条例第十条第八項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等、特別急行列車等又は橋等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機

関等、特別急行列車等又は橋等、当該普通交通機関等、特別急行列車等又は橋等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車等又は橋等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等又は橋等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車等又は橋等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、特別急行列車等若しくは橋等又は第八条第一項第三号の人事委員会の定める普通交通機関等、一箇月

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等、特別急行列車等又は橋等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、地方公務員法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第二十条の四 支給単位期間は、第二十条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において地方公務員法第二十八条第二項の規定により休職にされ、同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条第一項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律第二条の規定により育児休業をし、職員派遣をされ、教育公務員特例法第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をし、又は地方公務員法第二十九条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合を除く。）には、

支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。
第二十一条中「月の一日」を「支給単位期間等に係る最初の月の初日」に、「その月の」を「当該支給単位期間等に係る」に、「支給すること」を「支給すること」に改める。

第二十二条中「月額」を「額」に、「随時」を「随時」に改める。

第二十三条中「の実施」を「に定めるもののほか、通勤手当」に、「別に」を「人事委員会が」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十六年二月二十日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRモナコパーティES	奥村遊機株式会社
"	CR純次MX	マルホン工業株式会社
"	CR純次FX	"
"	CR純次M	"

"	CR力道山FN	サミー株式会社
"	CR力道山ST	"
"	CRエピンチュウ	株式会社高尾
"	CRエピンチュウA	"
"	CRファイバーアクアナインM	株式会社三共
"	CRファイバーアクアナインJ	"
"	CRファイバークリームソフイAG29	"
"	CR熱湯ルーレットRX	株式会社エース電研
"	CR熱湯ルーレットFX	"
"	CRお茶の間劇場VR	株式会社サンセイアールア ンドデイ
"	CR暴れん坊將軍Z	株式会社藤商事
回胴式遊技機	アレキング	"
"	アレキングB	"
"	テンカフフ	山佐株式会社
"	イッカクセンキンミヤビソノイ チ	株式会社エマ
"	メンソール30	"

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭